

経営課題を伴走支援

相談窓口や各種サービスを通じて、創業から企業の成長、時には再生支援や事業承継まで、皆様のそばで支援いたします。早めのご相談は、早期の対応につながります。どうぞお気軽にお声かけください。

INDEX

▶経営指導員や士業が対応。経営に関する相談

- ・相談窓口の利用方法 11P
- ・経営相談窓口の一覧 12P
- ・企業・店舗診断 13P

▶IT支援

- ・ITインストラクター派遣 13P

▶税務サポート

- ・記帳継続指導、福岡税務相談所 13P
- ▶企業の先行きに不安を感じたら
- ・福岡県中小企業再生支援協議会 13P
- ▶事業の後継者問題やM&Aについて
- ・福岡県事業引継ぎ支援センター 13P

※開催時期にホームページ等でご案内します

- ・経営に関する各種セミナー
- ・消費税セミナーなど

※相談件数等について、平成25年度実績

【お問合せ】 地域支援部 東・博多・南区担当グループ TEL092-441-2161
地域支援部 中央・城南・早良・西区担当グループ TEL092-441-2162

相談窓口の利用方法

..... 窓口ご利用の前に

- 原則として、福岡市内で事業を行っている方、創業を予定されている方であれば、法人・個人事業主を問わずご利用いただけます。
- 相談に関する資料などございましたら、可能な限りご持参ください。
- 予約制窓口の空き状況については、担当部署までお尋ねください。

A1: 相談は、原則無料です。

- 「相談するのに、お金が…」そんな心配は無用です。一般的に、専門家やコンサルタントに相談を行う場合は相談料が必要となりますが、当所の相談窓口では、相談料は一切いただいておりません。
- ※無料相談の範囲を超える場合には、専門家とご相談者との間で別途有料で契約が必要となる場合があります。その場合の費用や詳細は、窓口でご相談ください。

Q1 相談費用はどれくらいかかるのかしら？

Q2 一体どこに相談に行けばよいの？

A2: 福岡商工会議所をお訪ねください。

- 博多駅前2丁目の福岡商工会議所ビル2階にお越しください。
平日9時から17時まで、相談業務を行っております。

Q3 相談した秘密は守られるのかしら？

A3: 職員・専門家ともに、
ご相談者の秘密は厳守いたします。
安心してご相談ください。

厳重な守秘義務

Q4 一体、どんな人が相談にのってくれるの？

A4: 会議所の職員や、相談の状況に対応できる専門家が承ります。

- 大切なご相談を承るのは、商工会議所の職員と、数々のご相談に対応した経験豊富な専門家集団！まずは職員がお話を伺い、もし必要がある場合には専門家の協力を得ながら、ご相談者と一緒にお悩みの解決にあたります。

事業資金を商工会議所が推薦

マル経融資

利用件数／推薦金額

61件
1億2千万円

マル経融資とは、1年以上事業を行う小規模事業者の方が、商工会議所の経営指導を受けて経営の改善を行う際に、商工会議所の推薦により、日本政策金融公庫（※1）から必要な事業資金を借入できる制度です。

■融資限度額 2,000万円

■資金用途 運転資金（仕入資金・人件費等）・設備（改装・機械購入等）

■返済期間 運転資金 7年以内（据置1年以内） 設備資金 10年以内（据置2年以内）

■金利 1.45%（平成26年7月18日現在。月により変動します）

※当所では、相談料や仲介料、融資の成功報酬など、一切頂きません。

■対象事業者

- ①福岡市内（早良、志賀の商工会地区除く）で1年以上事業を営んでいる方（※2）
 - ②福岡商工会議所の経営指導を6ヵ月以上前から受けている方
 - ③小規模事業者の方（※3）
 - ④納期限の到来している税額を完納している方
 - ⑤日本政策金融公庫の融資対象業種であること
- ※1 日本政策金融公庫…国の100%出資による政策金融機関
※2 上記以外の地区で事業を営む方は、当該地区の商工会議所・商工会が受付窓口となります。
※3 従業員20名以下（宿泊業と娯楽業を除く商業・サービス業は5名以下）の事業所のこと。

- 状況によりお申し込みができない場合や、審査の結果、ご希望に沿えない場合もございますので、何卒ご了承ください。
- 詳細は、経営指導員よりご説明いたします。
- マル経以外に、国・県・市の公的な制度融資の説明・受付・斡旋を行っています。お気軽にご相談ください。

無料 経営指導員（当所職員）や各分野の専門家が秘密厳守でお話を承ります

経営相談窓口

相談対応件数

5,183件

※初期対応以上の相談について、一部有料となる場合があります。

ご相談の内容	ご 相 談 担 当 者	開 設 日					開設時間 (昼休み 12:00～13:00)	予 約	場 所	予約電話番号 お問い合わせ
		月	火	水	木	金				
金融(融資)	セーフティネット認定窓口 福岡市窓口(TEL 092-441-2171)	○	○	○	○	○	9:00～16:30	随時	商工会議所 2階	福岡市窓口 TEL 092-441-2171
まず、相談をしたい ・公的融資制度 ・創業資金等のご相談 など	商工会議所経営指導員	○	○	○	○	○	9:00～17:00			予約制
経 営	中小企業診断士	○	○	○	○	○	9:30～17:00			
新規開業 経営革新・改善	中小企業診断士		○	○			10:00～16:00			
雇用・労務 ・就業規則、従業員の雇用 ・雇用に関する助成金 など	社会保険労務士 *2	○				○	9:30～17:00 (第2・第4月曜 10:00～16:00)			
税 務	税 理 士	○	○				9:30～17:00 (月曜10:00～16:00)			
I T	テクニカルエンジニア・情報処理技術者 パソコン調整備士・初級シスアド				○		9:30～17:00			
特許・商標・著作権 (知的財産権)	弁 理 士	第3水曜日		○			10:00～16:00			
事業に関する 法 律	弁 護 士		○	○		○	10:00～16:00 (水曜は午前中のみ)			
経 営 安 定 (倒産防止)	中小企業診断士	第2・第4水曜日		○			10:00～16:00			
企業再生 経営改善	福岡県中小企業 再生支援協議会	○	○	○	○	○	9:00～17:00	予約制	商工会議所 9階	福岡県中小企業再生支援協議会 TEL 092-441-1221
事業引継相談 (M&A・事業承継など)	福岡県事業引継ぎ 支援センター	○	○	○	○	○	9:00～17:00		商工会議所 7階	福岡県事業引継ぎ支援センター TEL 092-441-6922
BCP(災害対策)	BCPに対応可能な専門家 社労士・中小企業診断士など	要相談							商工会議所 2階	経営相談本部 地域支援部 TEL 092-441-2161、2162
暴排相談窓口	暴力団など、反社会的勢力とのトラブルについて、初期対応の方法 などのご相談に応じます。							※電話相談のみ		暴排相談窓口 TEL 092-441-1245

*1…随時の相談窓口は、昼休み(12:00～13:00)もご相談を承ります。

*2…従業員雇用・労務管理などの問題に対応する窓口です。

(従業員個人の相談は対象外となりますのでご注意ください)

- ・予約不要の窓口につきましては、混雑している際にはお待ち頂く場合があります。ご了承ください。
- ・中小事業者と創業予定の方の、事業に関するご相談のみ承ります。
- ・臨時にお休みを頂くことがございます。詳しくは表中の連絡先までお尋ねください。
- ・ご予約後のキャンセル等は、事前にご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。

相談場所 **福岡商工会議所 福岡市中小企業サポートセンター**
(福岡市博多区博多駅前2丁目9-28 商工会議所ビル2階)



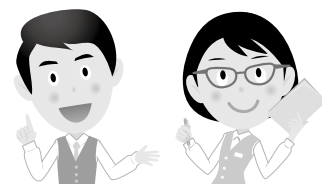
利用者の声

- ・契約書や就業規則の修正を行なう時に利用しましたが、具体的なアドバイスがもらえるので助かっています。
- ・自分で考えた事業計画について、第三者としての意見をもらうことができ、よりブラッシュアップできます。
- ・商品開発をしたときに、幾つかの相談窓口を併用して、特許や商標の取得を進めながら、販売計画まで作ることができました。

社外の相談相手を持っていますか？

一番の相談相手は、共に舵取りをする経営陣や、会社のために頑張ってくれている従業員！
…ただ、社内で話す前に、他の人の意見を聞きたいこともある。ただ社外で話して他社に話が流れると、それも心配で…

商工会議所は、第三者の立場から、時には厳しく、親身に、お話をお伺いします。
職員と専門家は、守秘義務を負っていますので、安心してご相談ください。



会員
優待

パソコンでがんばる皆様をサポートします

ITインストラクター派遣

利用件数

755件

お問合せ 経営支援・政策グループ TEL092-441-1146

タブレット端末やソーシャルメディア、ホームページやネットショップの開設等、ITを活用した企業経営について、インストラクターが事務所にお伺いして技術的なサポートをします。

■料金 無料(当所会員6回まで/非会員1回まで)

回数を超えるご利用は、会員様のみ有料(1回1,000円)で対応いたします。

■利用方法 事前予約制です。お電話でご予約ください。

■その他

- 操作はお客様に行っていただけます。(操作代行は致しません)
- サポート時間は10:00~12:00、14:00~16:00の間のおよそ1~2時間が目安です。
- 同じ内容での複数回のサポートはご遠慮ください。
- 当所でサポートが困難な場合は、各メーカーやサポート窓口をご案内します。

無料

中長期的な税務に関するお悩みに対応します

記帳継続指導

利用社数

630社

お問合せ 経営支援・政策グループ TEL092-441-1146

日々の記帳や税務について、わかりやすくご説明いたします。無料で活用できる、無料記帳指導(小規模事業者に限る)や、記帳代行等を承る福岡税務相談所(個人事業主に限る)をご利用いただけます。

帳簿の付け方が分からない!

↓
無料記帳指導への申し込み

■対象: 福岡市内の小規模事業者(法人・個人)
原則として、1社1年間限定

【個人事業主の方】福岡税務相談所の記帳指導員が担当いたします。
【法人の方】原則として、税理士が担当いたします。

継続的な記帳と
申告のお手伝い

専門相談員が、現地訪問します

企業・店舗診断

利用件数

29件

お問合せ 地域支援部 TEL092-441-2161・2162

経営 —— 財務・販売・労務・生産・仕入など経営分析や財務診断
店舗 —— 店装・構成・陳列・ラッピング・POPなど店舗診断

報告書を作成いたします

専門家からのメッセージ



商品・パッケージデザインなどのご相談に対して実際に企業に訪問してアドバイスをを行っています。平成25年度は公的機関からの依頼で中小企業約500社のサポートを行いました。

経営者の中にはパッケージデザインを変更すれば商品が売れるはずだと考えている方もいます。

しかし、実際はパッケージデザインを変更しただけで商品が急に売れるようになることはほとんどありません。その商品のコンセプト、特徴、ユーザー層をしっかりと絞り込むことが重要です。

最終的にパッケージという包装だけではなく、商品そのものをブランド化し、売れるようにするために相談者と一緒に話し合いながらアイデアを提供していきます。

(有)VCCプラネット 坂田呂尚

会員数/相談件数

2,457社
11,922件

福岡税務相談所

(税務・会計に関するご相談)

お問合せ 福岡税務相談所 TEL092-431-0891

福岡税務相談所は、商工会議所と税理士会が共同で運営する、個人事業主の方のための経理や税務の相談機関です。煩わしい日々の記帳や、決算申告は、「税相」にお任せください。

福岡税務相談所(税相会員様料金)

- 料金
- ・会費(毎月) 4,240円~
※以下のサービスについては別途費用がかかります。
 - ・記帳代行(毎月) 6,480円~
 - ・所得税の決算申告 4,320円~
 - ・消費税の決算申告 16,200円~

■対象: 個人事業主

【税務相談所への入会・会費が必要です】

先行きに不安を感じたらご相談ください

福岡県中小企業再生支援協議会

相談社数

73社

お問合せ 福岡県中小企業再生支援協議会(福岡商工会議所ビル9階)
TEL092-441-1221

事業の将来性はあるが、財務上の問題を抱えている中小企業を対象に、きめ細かい経営相談・再生支援を行います。

■料金 一次対応は無料

■申込方法 平日9:00~17:00

事前にお電話にてご予約ください。

※福岡商工会議所では経済産業省より委託を受け、当事業を行っています。

将来の事業や事業承継(M&A・第三者承継など)について、お悩みはありませんか?

福岡県事業引継ぎ支援センター

相談社数

60社

お問合せ 福岡県事業引継ぎ支援センター(福岡商工会議所ビル7階)
TEL092-441-6922

今の事業の将来を考えていますか?「後継者がおらず、M&Aに関心がある」「事業を継続するか悩んでいる」そんな方は、福岡県事業引継ぎ支援センターにご相談ください。

■料金 無料

■申込方法 平日9:00~17:00

事前にお電話にてご予約ください。

※福岡商工会議所では経済産業省より委託を受け、当事業を行っています。

経営革新の法認定を取得しませんか？

38件

お問合せ 地域支援部 TEL092-441-2161・2162

「自社の現状や課題を見極めたい!」 「自社の業績をアップさせたい!」 「自社の経営の向上を図りたい!」

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(中小企業新事業活動促進法)に基づく経営革新計画の作成は、これらの思いを実現させるための武器になります。

1、経営革新計画をつくるメリットは

- ・事業の現状や課題を見極めることができます。
- ・組織力の向上につながります。
- ・業績アップにつながります。
- ・銀行の格付けアップなど会社の対外信用度向上が図れます。
- ・内外に対する説明資料となります。

そのほか下記のような優遇を受けることができます。

(1)保証・融資の優遇措置

- 1)信用保証協会の保証枠の特例
- 2)政府系金融機関による低利融資制度
- 3)高度化融資制度
- 4)小規模企業設備資金貸付制度の特例

(2)投資・補助金の支援措置

- 1)ベンチャーファンドから投資
- 2)中小企業投資育成株式会社からの投資
- 3)経営革新関係補助金

(3)販路開拓の支援措置

- 1)販路開拓コーディネート事業
- 2)中小企業総合展

(4)その他の優遇措置

- 1)特許関係料金減免制度

▶福岡商工会議所の特徴

○窓口相談

経営革新に取り組もうと考えている企業の相談に専門家が応じます。相談は完全予約制になっておりますので、事前にお電話にてご予約下さい。

○専門家派遣

経営革新に取り組もうと考えている企業に専門家(中小企業診断士)を派遣し、個別的な課題に対して指導を受けることが出来ます。

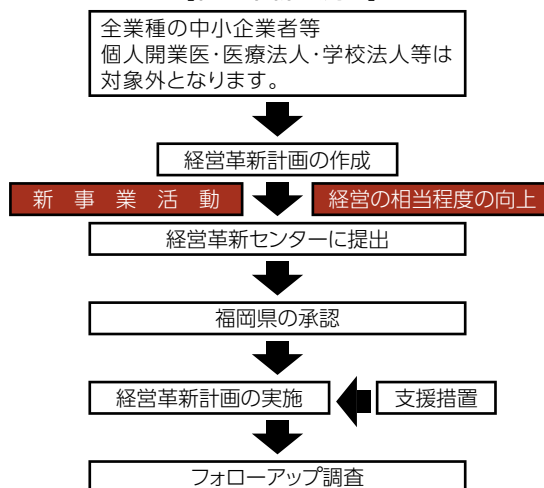
○経営革新塾

経営革新に取り組もうと考えている企業を集めて、経営革新計画を見直し、個別指導により、具体的なアドバイスを受けて、経営革新の申請に至るまでの講座(受講料無料)です。

講師陣には、経営革新センター中小企業支援アドバイザー等、経営革新の専門家が多数参加しております。

講座開催の時期などにつきましては、上記までご連絡下さい。

【経営革新の流れ】



2、経営革新取得企業紹介

(株)アリーナ

自社デザインによる「爪も磨ける」バラエティグッズの開発・販売



(株)まきもと

障がい者福祉事業所製造の商品の流通を担う物流センター開設



(同)煙家工房

「鮎スナック」シリーズ商品と燻製関連商品等の開発



(有)タケシゲ

業務用卸売販売から提案型ショールームの開設等一般消費者向け小売への転換



利用者の声

公的機関の支援・サポートによりスムーズに経営革新の申請ができました。経営革新の承認後は、所轄官庁等や金融機関とのやり取りも円滑に行えるようになり、作成した計画を順調に遂行しております。

また自分の考えを計画書にまとめる事で、改めて自社の現状と、今後の課題を整理する、とても良いきっかけになりました。

今回の経験より、私達のような中小企業は福岡商工会議所の制度や公的な施策を知って活用することは企業のメリットにつながると思います。